

## 申込から融資までの流れ

- ①融資あっせんについてご相談がある場合は、公社にお問い合わせください。
  - ②世田谷区中小企業融資あっせん制度を取り扱う金融機関に、融資あっせんの相談をして利用の承諾を得てください。
  - ③必要な書類等（7～9頁参照）をそろえ、郵送または金融機関代行申請でご提出ください。  
※代行申請受付については、各金融機関にご確認ください。
  - ④郵送申請の場合は、あっせん書の有効期限内（発行日翌月の同日まで）に、承諾を取った金融機関へあっせん書をご提出ください。
  - ⑤金融機関は申込者の融資審査を行い、必要に応じて東京信用保証協会、または一部制度では、東京都農業信用基金協会へ信用保証を依頼します。
  - ⑥東京都信用保証協会の審査により、信用保証引き受けの可否等を金融機関に通知します。
  - ⑦金融機関は融資実行の可否等を決定し、申込者に通知します。
  - ⑧金融機関は公社に融資実行の可否等を報告します。
- （※ 1）経営力強化資金・事業転換多角化資金・省エネルギー対策資金については、後日、公社から連絡し、ご本人にあっせん書をご郵送します。

**注意：審査の結果、ご希望の金額・返済期間等にならない事があります。**

### 『郵送申請について』

代行申請の取扱いがない金融機関へのお申込みの場合は、郵送で申請を受け付けます。  
金融機関へ融資相談後、必要書類をそろえてご郵送ください。その際、返信用封筒（角型 2 号、返信先宛名を明記、切手不要）の同封をお願いします。

### 〈郵送先〉

〒154-0004  
東京都世田谷区太子堂 2-16-7 世田谷産業プラザ 4 階  
公益財団法人 世田谷区産業振興公社  
商業・ものづくり・経営支援係